

新たな防災行政無線システムの運用開始

問 危機管理課 本 3階
TEL (23) 1115

令和3年4月より新たな防災行政無線システムの運用を開始します。新たなシステムは市内全域に屋外スピーカーを設置し、地域の皆さまにより細やかな情報をお伝えします。また、屋外スピーカーから放送した内容はよいちメールと連携され、さらに電話による聞き直しが可能となります(一部の放送を除く)。詳細は広報おたわら令和3年1月号や市ホームページをご覧ください。

【屋外スピーカー設置場所】

大田原小学校	川下刈切平林自治公民館	富士山下自治公民館	西原小学校
大田原市役所	実取団地公民館	岡公園	金田北地区公民館
第3分団第2部コミュニティ消防センター(市野沢)	鴻ノ巣自治公民館(練貫)	第3分団第5部コミュニティ消防センター(羽田)	乙連沢公民館
第3分団第1部コミュニティ消防センター(明宿)	木立公民館(北金丸)	南金丸集落センター	金丸小学校
上奥沢自治公民館	奥沢小学校	第6分団第3部コミュニティ消防センター(鹿畑)	北関東運輸前(鹿畑)
第2分団第2部コミュニティ消防センター(親園)	実取公民館	第2分団第3部コミュニティ消防センター(滝岡)	親園中学校
花園JA倉庫	宇田川小学校	上石上集落センター	下石上自治公民館
第4分団第1部コミュニティ消防センター(上薄葉)	薄葉小学校	平沢自治公民館	佐久山小学校
大沢自治公民館	佐久山南部自治公民館	琵琶池自治公民館	藤沢自治公民館
旧佐久山中学校	旧福原小学校	福原南部なめり川横	第13分団第1部コミュニティ消防センター(狹原)
第13分団第2部コミュニティ消防センター(湯津上(上))	第13分団第3部コミュニティ消防センター(湯津上(下))	佐良土小学校	第11分団第4部コミュニティ消防センター(蛭畑)
第12分団第1部コミュニティ消防センター(蛭田)	第12分団第2部コミュニティ消防センター(品川)	片府田生活センター	湯津上温泉やすらぎの湯
旧黒羽町役場跡	第7分団第3部コミュニティ消防センター(堀之内)	北区農事集会所(北区)	尻高田入口(南区東)
第7分団第4部コミュニティ消防センター(南区西)	第7分団第5部コミュニティ消防センター(北滝)	旧片田小学校	安養院前(亀久)
矢倉せせらぎ館	川西小学校	旧蜂巢小学校	篠原公民館
桧木沢運動場	寒井本郷集会所	寒井北部公民館	大戸集会所(中野内上)
旧両郷出張所	日渡橋付近(河原)	両郷集会所	寺宿JA乾燥施設
木佐美市道脇	大久保集会所	久野又自治公民館	大輪集会所
川田公民館	須賀川出張所	第10分団第2部コミュニティ消防センター(須佐木下)	関屋商店付近(須賀川上)
旧須賀川小学校	須賀川下組会館付近	梅船橋付近(雲岩寺)	露久保公民館
川上健康増進センター	南方2区県道脇		

【定時放送】

機器の正常動作を確認する為に、毎日の定時放送を行います。正午にチャイム音、午後3時に子どもの見守り放送を行います。

【電話による聞き直しサービス】

屋外スピーカーから放送した内容は電話で聞き直すことができます。聞き直すことができるのは放送後24時間以内の最新の内容のみとなります。
TEL 0287(30)0055(※通話料がかかります)

黒羽体育館 4月以降の施設利用について

問 スポーツ振興課 体
TEL (22) 8017

- **共通**…予約・支払いは平日の午前8時30分～午後5時に、黒羽支所 TEL (54) 1111 で済ませてください。これまでどおり、黒羽体育館に管理人は在席しますが、予約・支払いはできませんので、ご注意ください。
在席時間 平日:午後5時～10時 休日:午前8時30分～午後10時
 - **黒羽運動公園**…夜間・休日の降雨キャンセルなどの連絡のみ、黒羽体育館 TEL (54) 2858 で受け付けます。
 - **黒羽体育館**…管理人のいない時間帯の利用は、申請時にご確認ください。
- ※施設利用以外の問い合わせはスポーツ振興課までお願いします。

令和3年度 市税等納期限一覧

問 収納対策課 **本** 2階 TEL (23) 8639

大田原市の市税等の納期限(普通徴収)は、下表のとおりです。

納付月	納期限 (口座振替日)	税目					
		市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料
令和3年度	4月	4月30日(金)		1期			
	5月	5月31日(月)			1期		
	6月	6月30日(水)	1期				
	7月	8月2日(月)		2期		1期	1期
	8月	8月31日(火)	2期			2期	2期
	9月	9月30日(木)		3期		3期	3期
	10月	11月1日(月)	3期			4期	4期
	11月	11月30日(火)				5期	5期
	12月	12月28日(火)	4期	4期		6期	6期
	1月	1月31日(月)				7期	7期
2月	2月28日(月)				8期	8期	

※納税通知書・納付書は税目ごとに第1期目の納付月の中旬に送付します。

○各納期限までに忘れずに納付しましょう

納期限内に納付がなかった場合、督促手数料・延滞金がかかる場合がありますのでご注意ください。

○納付には、便利な口座振替をご利用ください

市内金融機関、全国のゆうちょ銀行(郵便局)が利用できます。口座振替(自動払込)の新規申込は、開始月の前月の10日までに金融機関での申し込みが必要となります。口座振替登録済みの方は、各納期限前日までに残高の確認をお願いします。

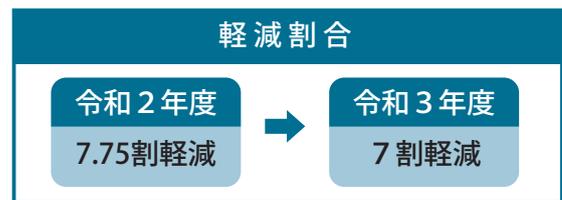
令和3年度 後期高齢者医療保険料について

問 栃木県後期高齢者医療広域連合
TEL 028(627)6805

所得の低い方への保険料均等割額軽減措置が次のとおり見直されます。

●均等割額の特例措置

保険料の軽減措置のうち、特例として実施している所得の低い方への均等割額の軽減特例措置が、国の医療保険制度改革により、段階的に見直しが行われ、令和3年度以降は本来の7割軽減となります。



●均等割額軽減に係る基準額

平成30年度税制改正において個人所得課税の見直しが行われたことに伴い、保険料の均等割額軽減に係る基準額が次のとおり見直されます。

世帯(被保険者全員と世帯主)の合計所得が以下の基準に該当する場合は、均等割額が軽減されます。世帯は、その年度の4月1日(年度途中で資格を取得した方は資格取得日)時点の状況で判定します。

7割軽減	[基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)]を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1) + (28.5万円 × 被保険者数)]を超えない世帯
2割軽減	[基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1) + (52万円 × 被保険者数)]を超えない世帯

※給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす者の合計数をいい、いない場合は1とします。

- ・給与収入額が、55万円を超える者
- ・公的年金等の収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

いちご一会とちぎ国体 いちご一会とちぎ大会

第77回 国民体育大会

夢を感動へ。感動を未来へ。2022

第22回 全国障害者スポーツ大会

夢を感動へ。感動を未来へ。2022

ボランティア募集中

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会大田原市実行委員会では、令和4年に開催する「いちご一会とちぎ国体」「いちご一会とちぎ大会」を成功させるため、一緒に活動していただけるボランティアを募集しています。

令和3年は『相撲』『ソフトボール』『バドミントン』の競技別リハーサル大会も開催！募集内容の詳細は、市役所本庁舎、湯津上支所、黒羽支所、各地区公民館などに設置された申込用紙、またはホームページをご覧ください。

■令和3年競技別リハーサル大会は土日祝日の開催日多数！
1日のみでも参加できます。一緒に来場者をお迎えしませんか？

競技種目	大会の名称	開催日
相撲	第60回全国教職員相撲選手権大会	8月22日(日)
ソフトボール	第73回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	9月18日(土)～20日(月・祝)
バドミントン	バドミントンS/JリーグII 2021大田原大会	11月19日(金)～21日(日)



ご協力
よろしく
お願いします



市ホームページ

大田原市実行委員会公式ホームページ開設

4月1日、いよいよ本市実行委員会のホームページを開設します。

「いちご一会とちぎ国体」「いちご一会とちぎ大会」における大田原市の開催競技の内容や、実行委員会の活動などの情報を、皆さまに直接お届けします。ぜひチェックしてください。

☞ <https://ohtawara-tochigikokutai.jp/>



公式ホームページ

問 申 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会大田原市実行委員会 A 2階

TEL (47) 6 1 0 0 FAX (47) 6 1 0 1 ✉ kokutai@city.ohtawara.tochigi.jp

木造住宅・ブロック塀各種補助制度

問 建築住宅課 本 5階 TEL (23) 1 1 7 8

【耐震診断費等補助金】

●対象…次の要件を全て満たす住宅

- ▶ 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築着工された住宅
- ▶ 木造2階建て以下の住宅
- ▶ 在来軸組工法による住宅(賃貸は除く)
- ▶ 初めて補助対象となる住宅

●補助額

- ▶ 耐震診断のみ最大2万円
- ▶ 補強計画策定のみ最大8万円
- ▶ 耐震診断と補強計画の策定最大10万円

【耐震改修・建替え補助金】

●対象…診断の結果、改修または建替えが必要な住宅
※建替えの場合はその建物(延べ面積70㎡以上)を除却して同一敷地内に建て替えることが条件

●改修の補助額

- ▶ 補強計画策定を含めて改修を行う場合、改修費用の5分の4または100万円のいずれか低い額(ただし、補強計画策定のみ補助との重複不可)

- ▶ 補強計画策定済みの場合、改修費用の2分の1または80万円のいずれか低い額

●建替えの補助額…100万円(基礎額)

◇上乗せ補助額

- ▶ 県産出材を10㎡以上使用する場合は10万円

【ブロック塀などの除却・建替え・改修補助金】

●対象…次の要件を全て満たすブロック塀など

- ▶ 通学路に指定されている道、国道、県道または用途地域内の市道に面している塀
- ▶ 建築基準法施行令に掲げる基準を満たしていない塀

●補助額

- ▶ 除却工事費の3分の2で最大16万円
- ▶ 建替えまたは改修工事費の3分の2で最大20万円
- ※工事業者は市内に事務所か事業所がある法人または市内の個人事業者に限定しています。
- ※申請前に対象となる住宅やブロック塀を解体したり工事請負契約を締結して建築工事を行った場合は補助対象になりませんので、ご注意ください。詳細は上記へお問い合わせください。